

■ 十七訂版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／監修 税理士 金井 恵美子／著

令和 6 年 5 月 31 日発売

定価：2,200 円（本体 2,000 円＋税） A 5 判 294 頁

※電子版の販売はございません

- インボイス制度における仕入税額控除について、
巻頭見開きの概要早わかりや詳細な解説で幅広い実務に対応
- 2 STEPで課税区分を判定できる「課否判定表 (2,100例超)」など

課税区分が2ステップで判定できる「課否判定表 (2,100例超)」をはじめ、消費税率区分判定ポイント記載の「軽減税率と標準税率の具体例」や、ひと目で事業区分がわかる「簡易課税の事業区分具体例 (600例超)」など、経理業務経歴の浅い方から、税務の専門家の方々まで、迅速な判断にお役立て頂ける実務書です。令和 6 年度税制改正に対応しています。

【十七訂版】令和**6**年4月改正対応

実務消費税ハンドブック

consumption tax handbook

勘定科目別

形態別

国境を越えた役務の提供

課否判定 2100例

簡易課税事業区分 600例

軽減税率の具体例

税理士 杉田 宗久 監修

税理士 金井 恵美子 著

目次【十七訂版】令和6年4月改正対応 実務消費税ハンドブック

■インボイス制度の概要	
■納付すべき消費税額の計算の概要	3
■申告書の計算欄	4

令和6年度の主な改正

■凡例	11
-----	----

課否判定表

■課否判定表50音順索引	12
■勘定科目別課否判定表	23

【損益計算書科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁
売上高	P23-24	接待交際費・寄附金	P29	租税公課	P30-31
売上原価	P24	会議費		地代家賃	P31
販売費及び一般管理費	P25-32	水道光熱費		リース料	P31-32
人件費	P25-26	修繕費		雑費	P32
旅費交通費	P26	減価償却費		貸倒引当金繰入	
荷造運送費	P26-27	保険料			
通信費	P27	会費	P29-30		
宣伝広告費	P28	図書研修費	P30		
販売促進費		支払手数料			

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁
営業外収益	P33-35	貸倒引当金戻入	P35	売上割引	P35
受取利息・配当金	P33	債務免除益		為替換算差損・為替決済差損	
仕入割引		為替換算差益・為替決済差益		貸倒損失	
補助金収入	P33-34	有価証券売却益		雑損失	
損害賠償金		固定資産売却益		有価証券売却損	
収用補償金等	P34	営業外費用		固定資産売却損	
雑収入		支払利息		資産評価損	
償却債権取立益	P35	手形売却損		過年度修正損	

【貸借対照表科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁
流動資産	P36	建設仮勘定（住宅以外）	P37	公共施設・共同施設負担金	P39
現預金		機械装置・工具・器具・備品・車両		自動車リサイクル料金	P40
受取手形・暗号資産		減価償却累計額		繰延資産	
売掛金		無形固定資産	P38	創立費	
貸倒引当金		差入保証金・敷金・権利金		開業費	
有価証券		借地権		開発費・試験研究費	
商品		営業権		新株発行費・社債発行費	P40
貯蔵品		特許権・実用新案権等		社債発行差金	
未成工事支出金		特許出願中の権利		負債の部	
立替金		ノウハウ		買掛金	P40
前渡金・仮払金		著作権・出版権・著作隣接権		未払金	
前払費用		ソフトウェア		前受金	
貸付金		電話加入権		預り金	
繰延税金資産				借入金	
有形固定資産	P36-37	投資その他の資産	P38-40	未払法人税等	
土地	P36	ゴルフ会員権	P38	純資産の部	
建物（住宅）	P37	リゾートクラブの会員権	P38-39		
建物（住宅以外）		信託	P39		

■形態別課否判定表 41

取引・対価等	該当頁	取引・対価等	該当頁	取引・対価等	該当頁
輸出取引・国外取引	P41-46	有価証券取引等	P51-53	学校関係	P55-56
輸入取引	P46-47	医療関係	P53	宗教法人関係	P56
不動産賃貸取引	P47-49	助産等	P54	個人事業者	P56-58
不動産販売取引等	P50-51	介護サービス		その他	P58-62
不動産管理等	P51	社会福祉事業	P54-55		

電気通信利用役務の提供	P63-68	特定役務の提供	P68-69
-------------	--------	---------	--------

消費税のしくみ

1. 納税義務者 70
 2. 国内取引 70
 3. 国内取引についての不課税・非課税・免税・課税 71
 4. 輸入取引 71

■課否判定フローチャート 72

消費税の基礎実務

■納税義務の免除 73

1. 納税義務者 73
 2. 実質帰属主義 73
 3. 公共法人・公益法人等 73
 4. 人格のない社団等 73
 5. 従業員団体 74
 6. 共同事業 74
 7. 有限責任事業組合（LLP） 74
 8. 匿名組合 74
 9. 法人税のグループ通算制度の適用がある場合 74
 10. グループ法人 74

■事業者免税点制度 75

- (1) 納税義務の免除 75
 1. 免税事業者 75
 2. 基準期間 75
 3. 基準期間における課税売上高 75
 4. 個人事業者の特定期間 76
 5. 法人の特定期間 76
 6. 特定期間の具体例 78
 7. 特定期間における課税売上高 81
 (2) 高額特定資産を取得した場合等の特例（3年縛り） 82
 (3) 基準期間がない法人（新設法人・特定新規設立法人・3年縛り） 84
 (4) 課税事業者の選択（選択・不適用・2年縛り・3年縛り） 88
 (5) 免税事業者が課税事業者となった場合等（棚卸資産の調整措置他） 94

■国内取引の課税の対象 97

1. 課税対象 97
 2. 国内取引か国外取引か 97
 3. 事業者が事業として 99
 4. 対価を得て 99
 5. 資産の譲渡 100
 6. 資産の貸付け 101
 7. 役務の提供 101

■非課税 102

1. 土地の譲渡及び貸付け 102
 2. 有価証券等の譲渡 103
 3. 利子・保証料・保険料等を対価とする役務の提供 105
 4. 郵便切手類・印紙・証紙・物品切手等の譲渡 106
 5. 行政サービス・外国為替 107
 6. 社会保険医療等 108
 7. 介護サービス・社会福祉事業 108
 8. 助産 109
 9. 火葬埋葬 110
 10. 身体障害者用物品の譲渡等 110
 11. 授業料等を対価とする教育 110
 12. 教科用図書の譲渡 111
 13. 住宅の貸付け 111

■ 資産の譲渡等の時期	113
(1) 資産の譲渡等の時期の原則	113
1. 納税義務の成立	113
2. 前受金・仮受金	113
3. 棚卸資産	113
4. 請負契約	113
5. 固定資産の譲渡	115
6. 有価証券の譲渡	115
7. 貸付金の利子等	116
8. 賃貸借の使用料等	116
9. リース取引	116
10. 商品先物取引	116
11. 強制換価手続き	116
12. 設立中の法人	116
(2) 延払基準（リース譲渡の特例）	117
(3) 工事進行基準	118
■ 課税標準	119
(1) 課税資産の譲渡等に係る対価の額	120
1. 対価の額	120
2. 軽減対象課税資産の譲渡等がある場合	120
3. 対価に含まれる税金の取扱い	120
4. 課税資産と非課税資産の一括譲渡	120
5. 外貨建取引	121
6. 委託販売・業務代行等	121
7. 物品切手等を対価として受け入れた場合	122
8. 下取り	122
9. 対価が確定していない場合	122
10. その他の対価の取扱い	122
11. 特殊な課税資産の譲渡等	123
(2) みなし譲渡及び低額譲渡	124
(3) ポイント制度の課税関係	125
■ 税率	127
■ 軽減税率（具体例は巻末）	127
1. 軽減税率の対象	127
2. 食品の範囲	127
3. 一体資産	127
4. 一体資産の税率	128
5. 飲食料品の委託販売	128
6. 外食（食事の提供）	128
7. ケータリング	129
8. 飲食料品の輸入	130
9. 一体貨物	130
10. 新聞の譲渡	131
11. 軽減税率対象品目の譲渡がない事業者	131
■ 税率に関する経過措置	132
■ 課税標準額に対する消費税額	133
■ 仕入税額控除	135
1. 概要	135
2. 課税仕入れ	135
3. 給与等の取扱い	136
4. 寄附金・慶弔費	137
5. 費途不明金	137
6. 為替差損益	137
7. 対価の額が確定していない場合	138
8. 免税購入品の仕入れ	138
9. 輸入にかかる消費税	138
(1) 仕入税額控除の時期	138
(2) 控除対象仕入税額の計算	141
(3) 2割特例	142
(4) 全額控除	144
(5) 個別対応方式	144
(6) 一括比例配分方式	151
(7) 個別対応方式又は一括比例配分方式の選択	152
(8) 課税売上割合	153
(9) 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	155
(10) 固定資産の取得	157
(11) 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限	159
(12) 課税賃貸用に供した場合又は譲渡した場合の調整	161
(13) 調整対象固定資産の調整	163
(14) カジノ業務に係る仕入税額控除の特例	166

■インボイス発行事業者の登録	167
1. インボイス発行事業者の登録	167
2. 免税事業者が登録する場合の経過措置	167
3. 新たに事業を開始した場合	168
4. 相続があった場合	168
5. 任意組合	169
6. インボイス発行事業者の公表	169
7. 公表サイトの活用	170
8. 登録の取消届	170
9. 職権による登録の取消し	170
■インボイス交付の義務	171
1. インボイス (適格請求書)	171
2. 簡易インボイス (適格簡易請求書)	171
3. 返還インボイス (適格返還請求書)	171
4. 売手負担の振込手数料	172
5. インボイスと返還インボイス	173
6. 交付義務の免除	173
7. 委託販売	173
8. 共有資産	174
9. 偽インボイスの禁止	174
10. 修正インボイス	174
11. 免税事業者の請求書	174
■仕入税額控除の要件	175
(1) 帳簿及び請求書等の保存	175
1. 保存する期間	175
2. 帳簿の記載事項	175
3. 保存すべき請求書等	175
4. 仕入明細書等	176
5. 口座振替	176
6. 経費の立替払い	176
7. 委託販売手数料	177
8. 出来高検収	177
9. 工事進行基準	177
10. 令和5年10月1日をまたぐ取引	177
11. 課税庁の運営方針	178
(2) インボイスの保存を要しない取引	179
1. 災害特例	179
2. 公共交通機関特例など	179
3. 少額特例	180
4. 免税事業者からの仕入れに係る経過措置(8割控除・5割控除)	180
■売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	181
■貸倒れに係る消費税額の控除	184
■信託	186
■課税期間	189
1. 法人の課税期間	189
2. 設立	189
3. 組織変更	189
4. 課税期間の短縮特例	189
5. 特例の不適用	190
6. 2年間継続適用	190

消費税の申告と納付

■国内取引に係る確定申告	191
■修正申告	193
■更正の請求	193
■中間申告	194
■加算税	197
■更正・決定	198
■納税地	199

消費税の経理処理

■税抜経理方式と税込経理方式	200
■控除対象外消費税額等	203
■総額表示	204

輸入または輸出がある場合

■輸入取引	205
■事業者が輸入した場合	208

■輸出取引	211
1. 輸出免税等	211
2. 課税・免税・非課税の比較	211
3. 輸出免税等の範囲	211
4. 輸出品物の下請加工等	212
5. 外国貨物の譲渡	212
6. 船荷証券	212
7. 外国貨物に係る役務の提供等	212
8. 国際輸送等の範囲	213
9. 外航船舶等の譲渡等	214
10. 外航船舶等の水先・誘導等の役務の提供	214
11. 非居住者への譲渡等	214
12. 非居住者に対する役務の提供	215
13. 外航船等への積込物品	216
14. 軍用品	216
15. 外国公館等への譲渡	216
16. 非課税資産の輸出等	216
17. 非居住者からの利子の受取り	217
18. 適用要件	217
19. 商社を通じて輸出した場合	217
■輸出品物販売場（免税ショップ）	218

国境を越えた役務の提供がある場合

■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例	220
■リバースチャージ方式	222
■国外事業者申告納税方式（プラットフォーム課税を含む）	224
■課税方式の判定	225

公益法人等の特例

■分類と特例	226
■公益法人等の納税義務等	226
■公益法人等の仕入税額控除の特例	227

企業組織再編成があった場合

■納税義務の免除の特例等	233
--------------	-----

個人事業者の場合

■個人事業者の取扱い	242
1. 課税の対象	242
2. 個人事業者と給与所得者の区分	242
3. みなし譲渡	244
4. 親族間の取引	244
5. 仕入れの事業性	244
6. 家事共用資産	244
7. 現金基準	245
8. 課税期間	245
9. 確定申告期限	245
10. 納税地	246
11. 基準期間における課税売上高	246
12. 2年間又は3年間の継続適用	246
■相続により事業を承継した場合	247
■事業の承継にかかわらずに相続人に適用がある事項	249

簡易課税制度

■簡易課税制度の概要	250
1. 簡易課税制度とは	250
2. 適用要件	250
3. 控除対象仕入税額の計算	250
4. 売上対価の返還等と貸倒れ	250
5. 簡易課税制度選択のポイント	250
6. 納税額の計算	250
■簡易課税制度の手続き	252
1. 選択届出書	252
2. 選択できない場合（3年縛り）	252
3. 届出書の効力	253
4. 提出課税期間からの適用	253
5. インボイス制度に係る経過措置	253

6. 免税事業者となった場合	7. 合併・分割があった場合	254
8. 末日が休日の場合		254
9. 郵送は消印有効	10. 取下げ	255
11. 不適用届出書		255
12. 2年間継続適用	13. 手続きの留意点	255
14. 届出特例		256
15. 災害変更特例		257
16. 特定非常災害の特例		258
17. 届出を失念した場合の対応		259
■みなし仕入率		260
1. みなし仕入率		260
2. 兼業のみなし仕入率＝原則＝		261
3. 75%ルール＝特例①＝	4. 75%ルール＝特例②＝	262
■事業区分		263
1. 事業区分の判定	2. 第1種事業及び第2種事業	263
3. 第3種事業、第5種事業及び第6種事業		264
4. 第4種事業		265
5. 事業区分の方法	6. 事業の区分をしていない場合	266
■事業区分の具体例		267
軽減税率と標準税率の具体例		287
個人事業者が開業した場合の主な届出書・申請書		294

— 凡 例 —

租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法施行規則は「所規」、所得税基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。

税制抜本改革法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律	経理通達	(令和2年法律第8号) 消費税法の施行に伴う法人税の取扱いについて
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律	所得税 経理通達 直法6-1通	消費税法の施行に伴う所得税の取扱いについて 消費税法の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて
平26改令	消費税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令317号)	間消3-2通	消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて
平28改法	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)	95%基本QA	「95%ルール」の適用要件の見直しを踏まえた仕入控除税額の計算方法等に関するQ&A【I】【基本的な考え方編】
平28改令	消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)	軽減制度QA	消費税の軽減税率制度に関するQ&A【制度概要編】
平28.11.18改法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律	軽減個別QA	消費税の軽減税率制度に関するQ&A【個別事例編】
平28.11.18改地法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	大工等の取扱通達 大工等の取扱情報	大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いに関する留意点について(情報)
平30改令	消費税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令135号)		
令2改法	所得税法等の一部を改正する法律		

本書は、令和6年4月1日現在の法令に準拠しています。

課否判定表50音順索引 (索引の数字は、ページではなく、課否判定表の索引ナンバーです。)

あ アーティスト	962-965
アキュムレーション・アモチゼーション	1288
預り金	809-814
預り金(貸家の電気料)	1135-1136
預り金(登録免許税)	342
預り金処理	991,1457,1501
預り保証金	1236,1238,1241-1244
アスファルト敷	1108
アスレチック施設	1151-1153
圧縮記帳	666-667
アフターケア	560,975-977
網取放料	890
アルバイト	115
暗号資産	614
い ETC カード	166
慰安旅行	127-133
育成者権	520,706-716
石垣	1219
意匠権	520,706-716
移籍料	966-967
委託	358-360,559
委託(医療)	137-138
委託(親会社)	546-549
委託(社会福祉事業)	1418,1429-1430
委託(非居住者)	548-549,941
委託(労働保険事務委託)	148
委託型輸出物品販売場	1048-1054
委託販売	360,468,1804-1806
委託販売(軽油)	1761-1764
一時貸し	1106
一ヶ月以上の貸付け	1122,1128-1130,1140-1141,1145
一ヶ月未満の貸付け	1096-1099,1125-1127,1142-1143,1146
一括控除	411-414,423-435
一括譲渡	1229-1230,1239-1244
移転登記	1233-1234
移転補償金	534
違反車の移動料・保管料	464-465
イベント	250-253,978
違約金	1189-1190,1246
医薬品	1364-1365,1379-1382
医薬品(公的医療)	1356-1357
医薬品(常備薬)	135
医薬品(輸出)	1043-1045,1050-1052
違約割増し	517-519,1186-1188
医療	923,1349-1385
医療機械・医療器具	1364,1380,1383
祝い金	134,275,284,562
祝い品	285
印刷費	217-226,234,298,338
印紙	383-388,1058
飲食費	269-276,1498
飲食費(外国人)	279,922
う ウィークリーマンション	1123
受取手形	348,586-587,613-614
受取配当金	500-504,555

受取保険金	554,666-667
受取利息	475-498,1015-1020,1539-1541
売上値引き・返品・割引・割戻し	35-41,525-527,690
売上値引き等(振込料)	345
売上値引き等(輸出取引)	1021-1024
売掛金	345,615-617
売戻条件付買入(買現先)	1310
運送保険料	53,199-201
運送料	177-203,922
運送料(付随費用)	51-52,686
運送料(保税地域)	1074-1077
え エアバッグ類料金	798
英会話教室	1470
営業権	704-705
永小作権	1208
永代使用料	1118,1502
永年勤続	123-125
役務の提供の内外判定	909-918,933-961
X線の廃液	1384
NHK受信料	207
NPO法人	1409
LLP(有限責任事業組合)	1636-1642
お 往診交通費	1378
おけいこ教室	1470
踊り	1528
お祝い	680
お布施	467,1488,1495
オペレーティングリース	449-460
お守り・お札・おみくじ	1489
おむつ代	1373
親会社(委託料)	546-549
親会社(売買)	846-850
親会社(リース)	432-435,445-448
音楽家	962-965
温泉	1209,1211-1213
か 海外航空券	167,980,1735
海外出張費	174
海外情報の提供	933-940
海外バック旅行	987-989,993-995
海外プラント工事	985-986
海外旅行	131,281,956
会議	297-299,1170
開業費	801
外交員	155-157
外航船舶等	883-907
外国株式の譲渡	1299,1304
外国貨物の譲渡	854-865
外国貨物の荷役・運送等	187,904,1074-1075
外国貨物の引取り	1055-1060
外国貨物(製造)	868-869
外国貨物(リース)	1083-1087
外国為替	999-1008
外国為替取引	1000
外国銀行	1019
外国銀行から受ける利息	477-478,1015-1019

勘定科目別課否判定表

- 譲渡等をする者と受ける者の課税区分は原則として同じになりますが、事業性の有無や立替金等の処理などにより異なる場合があります。
- 買手は、原則として売手が交付するインボイスによって判断することになりますが、8割控除又は5割控除の経過措置の適用等を考慮して、仕入れの課否判定を掲載しています。

【損益計算書科目】

取引・対価等				課税区分				参考法令等	索引 NO.	
				課	免	非	不			
他から購入した商品・自己が製造した製品	国内売上げ	課税商品		課				法2①, 4①	1	
		非課税商品				非		法6①	2	
	輸出売上げ	課税商品				免		法7①	3	
		非課税商品					非課税資産の輸出等の特例	法31	4	
	国外支店の売上げ						不	法4③	5	
	同種・同額の商品を返却する商品の融通						不	6		
	景品・サービス品・サンプル等の無償提供						不	法2①, 4①	7	
	商品の廃棄・盗難・滅失						不	基通5-2-13	8	
	法人が行う自社商品の使用・消費						不	基通5-2-12	9	
	課税商品の安売り・損売り(実際の販売価額)		課					法28①	10	
	資産の無償供与(形態別「みなし譲渡」参照)						不	法2①, 4①⑤	11	
サービスの提供(土木・電気通信利用役務の提供)はNo1847以降参照									12	
工事・修繕・運送・保管・国外事業者が行う芸能、スポーツ等の役務の提供はNo2082以降参照				課					13	
印刷・広告・仲介・興行・サービスの提供場所が国内							不	法4①③, 7, 令6②, 基通5-5-1	14	
宿泊・飲食・技術援助・サービスの提供場所が国外									15	
情報の提供・便益・出国内外にわたって行う運輸・通信等					免				16	
演・著述等)無償で行うサービスの提供							不	法2①, 4①	17	
売上高	リース譲渡	非課税商品の販売					非	法6①	18	
		原則(売上げの全額を引渡し時に)		課				基通9-1-1, 9-3-1	19	
		課税商品	延払基準による場合	その課税期間に支払期日が到来するもの	前期以前に支払いを受けた(当期は)			不	法16, 令31	20
					当期に支払いを受けた	課				21
					当期に未収であった	課				22
					翌課税期間以降に支払期日が到来するものにつき当期に支払いを受けた	課				23
				前課税期間以前に支払期日が到来するものにつき当期に支払いを受けた	(当期は)			不	24	
					契約に明示された利息			非	別表第二3, 基通6-3-1	25
					契約に明示された保証料相当額			非		26
		買掛金と相殺して代金の授受を行わない売上げ	課税商品		課					27
			非課税商品				非	法2①, 4①	28	
国・地方公共団体・公共法人・公益法人への売上げ	課税商品		課					29		
	非課税商品				非	法6①	30			
対価の額が確定していない商品の売上げ等(引渡しした課税期間において)	課税商品		課					31		
	非課税商品				非		基通10-1-20	32		
	その後確定した対価との差額(確定した課税期間において)		課					33		
			非課税商品			非		34		
売上値引き・返品・割戻し(リベート)・売上割引・販売奨励金	課税売上げに係るもの	返還の課税期間に一般課税	売上返還税額控除		法38①, 基通6-3-4	35				
		返還の課税期間に簡易課税				36				
	非課税売上げに係るもの		非課税売上からマイナス		令48①, 基通11-5-5	37				
	免税売上げに係るもの		免税売上からマイナス			38				
	免税事業者であった課税期間の売上げに係るもの	課税売上げに係るもの	売上返還税額控除なし、課税売上からマイナス		基通11-5-2, 14-1-6	39				
		非課税売上げに係るもの	非課税売上からマイナス		令48①	40				
		免税売上げに係るもの	免税売上からマイナス		基通11-5-2	41				

消費税のしくみ

項 目	説 明																													
1. 納税義務者	区分	国内取引																												
	納税義務者	法人・個人事業者																												
	輸入取引																													
	すべての者																													
	国内取引については、小規模事業者の納税義務を免除する事業者免税点制度があります。 インボイス発行事業者の登録を受けた事業者には、事業者免税点制度は適用されません。																													
2. 国内取引	消費税は、各取引において生じた税を最終消費にまで転嫁するため、前段階税額控除方式をとっています。 前段階税額控除方式とは、生産・流通・販売などの取引のすべての段階においてその売上げに対して課税を行うとともに、前段階で生じた税の累積を排除するため、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除して納付税額を計算するものです。 売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除することを仕入税額控除といいます。 仕入税額控除は、簡易課税制度又は2割特例による場合を除き、原則として、帳簿及び請求書（インボイス）等の保存が要件とされています。 納付すべき消費税の計算方法を図式にすると次のようになります。																													
● 納付税額の計算	<table><tr><td rowspan="4">売上げに係る消費税額</td><td>仕入れに係る消費税額</td><td rowspan="5">= 差引納付する消費税額 (マイナスの場合は還付)</td></tr><tr><td>保税地域からの引取りに係る消費税額</td></tr><tr><td>売上対価の返還等に係る消費税額</td></tr><tr><td>貸倒れに係る消費税額</td></tr></table>		売上げに係る消費税額	仕入れに係る消費税額	= 差引納付する消費税額 (マイナスの場合は還付)	保税地域からの引取りに係る消費税額	売上対価の返還等に係る消費税額	貸倒れに係る消費税額																						
売上げに係る消費税額	仕入れに係る消費税額	= 差引納付する消費税額 (マイナスの場合は還付)																												
	保税地域からの引取りに係る消費税額																													
	売上対価の返還等に係る消費税額																													
	貸倒れに係る消費税額																													
● 税負担の転嫁 ※税率10%によります。	<table><tr><td>生産者 A</td><td>販売 10,000円</td><td>卸売業者 B</td><td>販売 20,000円</td><td>小売業者 C</td><td>販売 40,000円</td><td>消費者 D</td></tr><tr><td>売上げの税 1,000円</td><td></td><td>売上げの税 2,000円</td><td></td><td>売上げの税 4,000円</td><td></td><td>負担した額</td></tr><tr><td>仕入れの税 0円</td><td></td><td>仕入れの税 1,000円</td><td></td><td>仕入れの税 2,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>差引納付 1,000円</td><td></td><td>差引納付 1,000円</td><td></td><td>差引納付 2,000円</td><td></td><td>4,000円</td></tr></table> 生産者 A・卸売業者 B・小売業者 C はいずれも税負担を行うことなく、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して納付税額を計算します。 消費者 D が負担する税額4,000円(購入額40,000円×10%)は、A・B・C が納付した税額の合計額4,000円(1,000円+1,000円+2,000円)と一致します。 消費税等相当額を価格に上乗せすることができなければ、消費税の負担が事業者の利益を圧縮することになります。		生産者 A	販売 10,000円	卸売業者 B	販売 20,000円	小売業者 C	販売 40,000円	消費者 D	売上げの税 1,000円		売上げの税 2,000円		売上げの税 4,000円		負担した額	仕入れの税 0円		仕入れの税 1,000円		仕入れの税 2,000円			差引納付 1,000円		差引納付 1,000円		差引納付 2,000円		4,000円
生産者 A	販売 10,000円	卸売業者 B	販売 20,000円	小売業者 C	販売 40,000円	消費者 D																								
売上げの税 1,000円		売上げの税 2,000円		売上げの税 4,000円		負担した額																								
仕入れの税 0円		仕入れの税 1,000円		仕入れの税 2,000円																										
差引納付 1,000円		差引納付 1,000円		差引納付 2,000円		4,000円																								

消費税の基礎実務

■納税義務者

項 目	説 明											
1. 納税義務者 (法2①四、3、5)	国内取引に係る消費税の納税義務者は、事業者（法人及び個人事業者）です。 輸入に係る消費税は、事業者であるか否かにかかわらず保税地域から外国貨物を引き取る者が納税義務者となります。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>国内取引</th><th>輸入取引</th></tr><tr><td>事業者</td><td>法人、人格のない社団等 個人事業者</td><td>納税義務あり</td><td rowspan="2">納税義務あり</td></tr><tr><td colspan="2">消費者</td><td>納税義務なし</td></tr></table> ● 輸入取引 ☞ 205ページ ● 電気通信利用 役務の提供 ☞ 220ページ	区分		国内取引	輸入取引	事業者	法人、人格のない社団等 個人事業者	納税義務あり	納税義務あり	消費者		納税義務なし
区分		国内取引	輸入取引									
事業者	法人、人格のない社団等 個人事業者	納税義務あり	納税義務あり									
消費者		納税義務なし										
2. 実質帰属主義 (法13、基通4-1-1)	消費税法の規定は、形式上の名義等にとらわれることなく、実質的に資産の譲渡等に係る対価を享受する者がその資産の譲渡等を行ったものとして、適用されます。 生計を一にしている親子間、親族間で行われる事業についての納税義務者は、経営方針の決定につき、支配的影響力を有する者となります。											
3. 公共法人・公益法人等 (法60⑥)	国・地方公共団体・公共法人・公益法人・外国法人であっても、国内において資産の譲渡等を行う限り、消費税の納税義務者となります。 (国、地方公共団体の一般会計については、控除対象仕入税額を課税標準額と同額とみなすため結果的に納税は行われません。)											
4. 人格のない社団等 (法2①七、基通1-2-1～3)	人格のない社団等とは、代表者又は管理者の定めのある法人でない社団又は財団をいいます。 代表者又は管理者の定めとは、定款等に定められている場合のほか、事実上の管理者等も含まれるため、法人でない社団又は財団が資産の譲渡等を行う場合には、必ず代表者又は管理者の定めがあるものに該当します。											

多数の者が一定の目的を達成するために結合した法人格を有しない団体で、団体としての組織を有して統一された意思の下に活動するもの(町内会、PTA、同好会、クラブなど)

一定の目的を達成するために拠出された財産の集合体で、特定の個人又は法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思の下に活動するもののうち、法人格を有しないもの

法人 社団
人 財団
で ない

代表者・管理者の定めがある(資産の譲渡等を行っている)

人格のない社団等に該当

● 人格のない社団等の納税義務 (法3)

法人税法においては、人格のない社団等は、収益事業を営む場合に限って納税義務が生じますが、消費税法では、資産の譲渡等を行う場合には、それが収益事業に該当するか否かにかかわらず課税の対象となります。

■国内取引に係る確定申告

項 目	説 明				
1. 納税義務の成立と税額の確定 (通則法15②七、16①) ※法人の令和2年4月1日以後開始する課税期間に係る申告は、e-Tax によることが義務付けられています。	国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等が行われた時に成立し、課税期間ごとに、事業者が自ら計算して、税務署長に確定申告書を提出することによって、納付すべき税額が確定します（租税債務の確定）。このように、納付税額が納税義務者の申告によって確定し、その申告がない場合に限り、税務署長が確定のための処分を行う方式を申告納税方式といいます。 法定申告期限 法定納期限 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">  </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">納税義務の成立</td><td style="text-align: center; padding: 10px;">申告（租税債務の確定） 納付（租税債務の履行）</td></tr> </table>			納税義務の成立	申告（租税債務の確定） 納付（租税債務の履行）
					
納税義務の成立	申告（租税債務の確定） 納付（租税債務の履行）				

課税事業者である

納付すべき消費税額（中間申告税額控除前）がない

YES → 申告書の提出義務なし・還付申告書の提出可能

NO → 申告書の提出義務なし・還付申告できない

法人

清算法人

清算法人以外

個人事業者

本人の申告

被相続人に係る申告

課税期間の特例を受ける

YES

NO

課税期間の特例を受ける

YES

NO

3月特例

1月特例

事業年度を3ヶ月ごとに区分した各課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内

事業年度を1ヶ月ごとに区分した各課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内

事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内に最後の分配を行う

確定した日の翌日から1ヶ月以内

分配の日の前日まで

事業年度の末日の翌日から2ヶ月以内

※事業年度の末日の属する課税期間について法人税に準ずる延長あり

相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内

1/1~3/31の課税期間

4/1~6/30の課税期間

7/1~9/30の課税期間

10/1~12/31の課税期間

1月~11月までの各月課税期間

12月課税期間

5/31まで

8/31まで

11/30まで

翌年3/31まで

各月の2ヶ月後の末日

翌年3/31まで

- 通常…その事業年度（課税期間）の末日の翌日から2ヶ月以内
- 課税期間短縮特例の場合…短縮した各課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内
- 清算中の法人…原則として課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内（その法人の資産負債を全部引き継ぐ実質的な営業譲渡があった場合は、引継日の翌日から1ヶ月以内）
残余財産が確定した場合には、確定した日の翌日から1ヶ月以内

消費税の経理処理

■税抜経理方式と税込経理方式

項 目	説 明				
1. 経理方式	所得税又は法人税の所得の金額の計算において、消費税の課税の対象となる取引の経理処理には、税抜経理方式と税込経理方式とがあります（所得税経理通達1、4、経理通達1、4）。				
経理方式	内 容	税額の取扱い			
		売上げの消費税等	仕入れの消費税等	納付税額	還付税額
税込経理方式	対価に含まれる消費税等の額を区分しない	売上金額に含める	資産の取得価額・経費の額に含める	租税公課として損金算入	雑収入として益金算入
税抜経理方式	対価に含まれる消費税等の額を区分する	仮受消費税等とする	仮払消費税等とする	全額控除の場合は、仮受消費税等と仮払消費税等との差額が納付税額又は還付税額となる	
期末一括税抜方式	期中は、消費税等の額を区分しないで、決算期末において、一括して消費税等の金額を仮受消費税等・仮払消費税等に振り替える				
月末一括税抜方式	個々の取引計上時は、消費税等の額を区分しないで、月ごとに一括して消費税等の金額を仮受消費税等・仮払消費税等に振り替える				
● 納付すべき消費税額	いずれの経理方式によっても、納付すべき消費税額は同額となります。				
● 地方消費税	地方消費税は、必ず消費税とあわせて経理処理します（所得税経理通達2、経理通達3）。				
● 会計システムの入力	会計システムで処理する場合は、税込の金額を入力し、税込経理方式又は税抜経理方式を指示するのが一般的な処理方法です。				
● 還付申告を行う場合	税込経理方式では、還付税額が所得の金額に算入されることに留意して下さい。				
2. 経理処理の選択 (所得税経理通達2、5、経理通達3、5)	税抜経理方式または税込経理方式のいずれによるかは、事業者の任意です。ただし、免税事業者は、経営分析等のために税抜経理方式を採用している場合であっても、所得金額の計算にあたっては、税込経理方式しか適用できません。また、売上げについて税込経理方式を適用した場合には、すべて税込経理方式となります。				
● 混合方式 (所得税経理通達3、経理通達3)	売上げについて税抜経理方式を適用している場合には、両者の混合方式とすることができます。ただし、売上げの他に、少なくとも棚卸資産、固定資産及び繰延資産、経費等のいずれか1つについて、税抜きとしなければなりません。 混合方式による場合、棚卸資産の取得に係る取引については、税抜きか税込みかを継続適用しなければなりません。				
● 経理処理を変更した場合	税抜経理方式から税込経理方式に、税込経理方式から税抜経理方式に変更した場合であっても、期首棚卸高や固定資産の価額について、その仕入れ等の事業年度において計上した金額を修正する必要はありません。会計処理を変更した場合であっても、前事業年度の期末棚卸高と当事業年度の期首棚卸高は一致します。				

輸入または輸出がある場合

■輸入取引

項 目	説 明
1. 課税の対象 (法4②、基通5-6-2)	保税地域から外国貨物を引き取る際には、輸入の消費税が課税されます。 輸入取引については、国内取引と異なり、事業性があるか対価性があるにかかわらず、保税地域から引き取られるすべての外国貨物が課税の対象となります。
2. 納税義務者 (法5②)	外国貨物を保税地域から引き取る者は、その外国貨物に係る消費税の納税義務者となります。 外国貨物を保税地域から引き取る者とは、関税法における輸入者すなわち輸入申告書に記載した名義人です。
3. 実質的輸入者 (基通11-1-6)	関税の減免税を受けるため、実質的な輸入者があるにもかかわらず、課税貨物を国内で使用する者が輸入申告をする必要がある場合（限定申告）において、次の要件のすべてに該当するときは、その実質的な輸入者がその課税貨物を保税地域から引き取ったものとします。 ①実質的な輸入者が輸入貨物を輸入申告者に対して有償譲渡する ②実質的な輸入者がその貨物の引取りに係る消費税等を負担する ③実質的な輸入者が輸入許可書等の原本を保存する
4. 保税地域 (関税法29、37、42、56、62の2、62の8)	保税地域とは、外国から輸入した貨物について関税の課税を保留した状態で保管する地域をいい、輸出する貨物についても保税地域に搬入され、輸出の許可の手続きが行われます。 保税地域は、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場、⑤総合保税地域の5種類です。
5. 外国貨物と内国貨物 (関税法2①三、四)	外国貨物と内国貨物は、輸入又は輸出の許可を受けているかどうかにより次のように区分されます。

国境を越えた役務の提供がある場合

■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例

項 目	説 明																															
1. デジタルコンテンツの提供	役務の提供の原則的な取扱によれば、日本国内で提供を受ける電子書籍や音楽の配信等は、その提供を国内の事業者が行えば国内取引、国外事業者が行えば国外取引となります。そうすると、同じ電子書籍等であっても、提供者の違いによって最終的な税負担が異なることとなり、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じます。 そこで、電子書籍や音楽の配信、クラウドサービスなどのデジタルコンテンツの提供は「電気通信利用役務の提供」と位置づけられ、平成27年度税制改正により、内外判定の基準が見直され、リバースチャージ方式及び国外事業者申告納税方式が導入されました。																															
2. 内外判定 (法4③二、三、④、令6②六)	<table><tr><th colspan="3">区 分</th><th colspan="2">内外判定</th></tr><tr><td rowspan="10">役務の提供が行われた場所が明らかでないもの</td><td rowspan="10">「電気通信利用役務の提供」</td><td rowspan="3">国内事業者が受ける場合</td><td></td><td>国内の本支店で受けるもの → 国内取引</td></tr><tr><td rowspan="3">国外事業所等で受けるもの</td><td>国外において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国外取引</td></tr><tr><td>国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国内取引</td></tr><tr><td>国内において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国内取引</td></tr><tr><td rowspan="3">国外事業者が受ける場合</td><td></td><td>国外の本支店で受けるもの → 国外取引</td></tr><tr><td rowspan="3">PE*で受けるもの</td><td>国外において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国外取引</td></tr><tr><td>国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国外取引</td></tr><tr><td>国内において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国内取引</td></tr><tr><td rowspan="2">「消費者向け電気通信利用役務の提供」</td><td></td><td>役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引</td></tr><tr><td></td><td>上記の場所が国外 → 国外取引</td></tr><tr><td rowspan="2">「電気通信利用役務の提供」以外</td><td></td><td>役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引</td></tr><tr><td></td><td>上記の場所が国外 → 国外取引</td></tr></table> ※ PE (Permanent Establishment) とは、日本国内にある恒久的施設であり、次の3つに区分されています（法141、法令185、186、所法164、所令289、290）。 ①支店 PE：支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の倉庫および鉱山・採石場等天然資源を採取する場所など ②建設 PE：建設、据付け、組立て等の作業、またはその指揮監督の役務の提供を1年を超えて行う場合のその場所 ③代理人 PE：国内に自己のためにその事業に関し契約を結ぶ権限のある者で、これを常習的に行使する者や、商品等の資産を保管し顧客への引き渡しを行う者、あるいは注文の取得等の重要な部分をする者	区 分			内外判定		役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	「電気通信利用役務の提供」	国内事業者が受ける場合		国内の本支店で受けるもの → 国内取引	国外事業所等で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国外取引	国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国内取引	国内において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国内取引	国外事業者が受ける場合		国外の本支店で受けるもの → 国外取引	PE*で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国外取引	国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国外取引	国内において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国内取引	「消費者向け電気通信利用役務の提供」		役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引		上記の場所が国外 → 国外取引	「電気通信利用役務の提供」以外		役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引		上記の場所が国外 → 国外取引
区 分			内外判定																													
役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	「電気通信利用役務の提供」	国内事業者が受ける場合		国内の本支店で受けるもの → 国内取引																												
			国外事業所等で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国外取引																												
				国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国内取引																												
		国内において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国内取引																														
		国外事業者が受ける場合		国外の本支店で受けるもの → 国外取引																												
			PE*で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国外取引																												
				国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国外取引																												
		国内において行う資産の譲渡等に必要なもの → 国内取引																														
		「消費者向け電気通信利用役務の提供」		役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引																												
				上記の場所が国外 → 国外取引																												
「電気通信利用役務の提供」以外		役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引																														
		上記の場所が国外 → 国外取引																														

公益法人等の特例

■分類と特例

項 目	説 明			
	国、地方公共団体、公共法人、公益法人等については、おおむね次のように区分して特例が設けられています。			
区 分	適用される特例			
	課税 単位	資産の譲渡 等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限
国（一般会計）	○	○	課税標準額に対する消費 税額と仕入控除税額とを 同額とみなす	申告義務 なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	特定収入がある場合の 仕入税額控除の特例	○
地方公共団体（特別会計）	○	○		○
消費税法別表第三に掲げる 公共法人、公益法人等	—	△ 要承認		△ 要承認
人格のない社団等	—	—		—
※別表第三に掲げる法人には、例えば、一般社団法人、一般財団法人、 学校法人、宗教法人等があります。				

■公益法人等の納税義務等

項 目	説 明		
1. 収益事業と非 収益事業	公益法人等については、法人税法では、収益事業に限って課税し、収益事業を行っていない場合には、申告納税の義務はありません。 しかし、消費税法では、収益事業であるか否かに関係なく、個々の取引が国内における資産の譲渡等に該当するかどうかで課税の対象を判断します。 公益法人等について、特別にその納税義務を免除する規定は設けられておらず、普通法人と同様に消費税の納税義務者となります。		
2. 寄附金収入 (法4、基通5-2-14)	一般的な寄附金は、給付に対する対価の支払いではないため、不課税です。 寄附金という名目であっても、その実質が資産の譲渡又は貸付け、サービスの提供の対価である場合には、課税の対象となります。		
寄附金の判定		寄附を受けた事業者	寄附を行った者
実 質 で 判 定	対価性なし		不課税
	対価性あり	課税資産の譲渡等の対価	課税仕入れ (仕入税額控除の対象)
		非課税資産の譲渡等の対価	課税仕入れでない

企業組織再編成があった場合

項 目	説 明																																		
1. 合併・分割による保有資産の承継 (令2①②)	合併・分割は、企業組織再編成のための組織法上の行為であり、その事業承継のための資産や負債の移転は、法律上生じる包括承継であることから、消費税法上の「資産の譲渡等」には該当せず、課税の対象にはなりません。ただし、現物出資、事後設立による資産の譲渡は、「資産の譲渡等」に該当します。 <table><tr><th>区分</th><th>事業承継のための資産の移転</th></tr><tr><td>吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割</td><td>課税対象外（不課税）</td></tr><tr><td>現物出資、事後設立、事業譲渡</td><td>課税の対象</td></tr></table>	区分	事業承継のための資産の移転	吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割	課税対象外（不課税）	現物出資、事後設立、事業譲渡	課税の対象																												
区分	事業承継のための資産の移転																																		
吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割	課税対象外（不課税）																																		
現物出資、事後設立、事業譲渡	課税の対象																																		
2. 新設合併の場合の納税義務の免除の特例 (法2①五、五の二、11③④、12の2、令22③～⑥)	<table><tr><th colspan="4">新設合併による合併法人の納税義務の判定</th></tr><tr><th colspan="2">第1期・第2期（基準期間がない課税期間）</th><th colspan="2">第3期</th></tr><tr><td colspan="2">事業年度初日の資本金1,000万円以上</td><td colspan="2" rowspan="4">被合併法人及び合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下</td></tr><tr><td>↓ YES</td><td>↓ NO</td></tr><tr><td>課税事業者</td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td>↓</td></tr><tr><td>第1期</td><td>第2期</td><td></td><td></td></tr><tr><td>被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高がいずれも1,000万円以下</td><td>被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下</td><td></td><td></td></tr><tr><td>↓ YES ↓ NO</td><td>↓ YES ↓ NO</td><td>↓ YES ↓ NO</td><td></td></tr><tr><td>免税 課税</td><td>免税 課税</td><td>免税 課税</td><td></td></tr></table> ※この判定に加えて、特定期間における課税売上高による判定（75ページ）、特定新規設立法人の判定（84ページ）があります。 消費税には適格合併、非適格合併による課税上の取扱いの違いはありません。	新設合併による合併法人の納税義務の判定				第1期・第2期（基準期間がない課税期間）		第3期		事業年度初日の資本金1,000万円以上		被合併法人及び合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下		↓ YES	↓ NO	課税事業者		↓	↓	第1期	第2期			被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高がいずれも1,000万円以下	被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下			↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO		免税 課税	免税 課税	免税 課税	
新設合併による合併法人の納税義務の判定																																			
第1期・第2期（基準期間がない課税期間）		第3期																																	
事業年度初日の資本金1,000万円以上		被合併法人及び合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下																																	
↓ YES	↓ NO																																		
課税事業者																																			
↓	↓																																		
第1期	第2期																																		
被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高がいずれも1,000万円以下	被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下																																		
↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO																																	
免税 課税	免税 課税	免税 課税																																	
● 適格合併と非適格合併																																			
3. 吸収合併の場合の納税義務の免除の特例 (法11①②、令22①②)	<table><tr><th colspan="3">吸収合併による合併法人の納税義務の判定</th></tr><tr><th colspan="2">合併事業年度</th><th>翌事業年度・翌々事業年度</th></tr><tr><th>合併前日まで</th><th>合併日以後</th><th></th></tr><tr><td>合併法人の基準期間における課税売上高が、1,000万円以下</td><td>合併法人・被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高がいずれも1,000万円以下</td><td>合併法人及び被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下</td></tr><tr><td>↓ YES ↓ NO</td><td>↓ YES ↓ NO</td><td>↓ YES ↓ NO</td></tr><tr><td>免税 課税</td><td>免税 課税</td><td>免税 課税</td></tr></table> ※特定期間における課税売上高による判定（75ページ）があります。また、基準期間がない課税期間においては、資本金の額による判定及び特定新規設立法人の判定（84ページ）があります。	吸収合併による合併法人の納税義務の判定			合併事業年度		翌事業年度・翌々事業年度	合併前日まで	合併日以後		合併法人の基準期間における課税売上高が、1,000万円以下	合併法人・被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高がいずれも1,000万円以下	合併法人及び被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下	↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO	免税 課税	免税 課税	免税 課税																
吸収合併による合併法人の納税義務の判定																																			
合併事業年度		翌事業年度・翌々事業年度																																	
合併前日まで	合併日以後																																		
合併法人の基準期間における課税売上高が、1,000万円以下	合併法人・被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高がいずれも1,000万円以下	合併法人及び被合併法人の基準期間対応期間における課税売上高の合計額が1,000万円以下																																	
↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO	↓ YES ↓ NO																																	
免税 課税	免税 課税	免税 課税																																	

個人事業者の場合

■個人事業者の取扱い

項 目	説 明											
1. 課税の対象 (基通5-1-1、5-1-8)	個人事業者は、事業者の立場と消費者の立場をあわせもっています。このうち、事業として行う売上げ及び仕入れのみが課税の対象となり、消費者の立場で行う自宅の売却や生活用品の購入等は、消費税の納税額の計算に関係しません。											
区分		判定										
法人 人格のない社団等	全ての取引	「事業として」に該当										
個人事業者	①独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供 ・ 所得税における事業所得に限らない ・ その規模を問わない ②事業付随行為（事業用固定資産の売却など）											
	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供でなく、事業付随行為でもない 例 { ・ 自宅の売却 ・ 事業資金の調達のためにする生活用資産の譲渡 ・ 仕入代金の支払いに代えて家事用資産を引き渡す代物弁済 ・ 会員権取引業者以外が行うゴルフ会員権等の譲渡 ・ 事業資金以外の預貯金の利子の受取り }	「事業として」に該当しない										
事業を行わない個人が行う取引 給与を対価とする役務の提供		課税対象外 (不課税)										
2. 個人事業者と 給与所得者の 区分 (基通1-1-1)	事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいいます。請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供は「事業として」に該当し、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供は、「事業として」行うものに該当しません。 民法上、「雇用」とは、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約するもの、「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するものとされています。 契約によってその区分が判定できない場合には、例えば、次の事項を総合勘案して判定することになります。 <table><tr><th>項目</th><th>総合勘案して判断</th></tr><tr><td>作業従事者の代替性あり</td><td>事業所得の要素</td></tr><tr><td>時間的拘束、指揮監督あり</td><td>給与所得の要素</td></tr><tr><td>完成品についての危険負担なし</td><td>給与所得の要素</td></tr><tr><td>報酬の支払者から材料等の供与あり</td><td>給与所得の要素</td></tr></table>		項目	総合勘案して判断	作業従事者の代替性あり	事業所得の要素	時間的拘束、指揮監督あり	給与所得の要素	完成品についての危険負担なし	給与所得の要素	報酬の支払者から材料等の供与あり	給与所得の要素
項目	総合勘案して判断											
作業従事者の代替性あり	事業所得の要素											
時間的拘束、指揮監督あり	給与所得の要素											
完成品についての危険負担なし	給与所得の要素											
報酬の支払者から材料等の供与あり	給与所得の要素											
● 大工等の具 体例(大工等 の取扱通達、	①作業従事者の代替性が認められる例 ・ 急病等により作業に従事できない場合には、本人が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬も本人に支払われ、											

簡易課税制度

■簡易課税制度の概要

項 目	説 明										
1. 簡易課税制度とは	簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等に係る消費税額にかかわらず、その課税期間の課税標準額に対する消費税額を基に控除対象仕入税額を計算する方法をいいます。 なお、簡易課税制度を適用した場合、仕入税額控除により還付税額が生じることはありません。 適用の単位についての留意点は、課税事業者の選択と同じです。										
2. 適用要件	簡易課税制度は、届出書を提出して選択します。 簡易課税制度選択届出書を提出するか否かは納税義務者の任意ですが、届出書を提出した後は不適用届出書の提出がない限り、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間については、必ず適用されます。 <table><tr><th rowspan="2">簡易課税制度選択届出書の提出</th><th colspan="2">基準期間における課税売上高</th></tr><tr><th>5,000万円以下</th><th>5,000万円超</th></tr><tr><td>あり</td><td>簡易課税</td><td rowspan="2">一般課税</td></tr><tr><td>なし</td><td>一般課税</td></tr></table>	簡易課税制度選択届出書の提出	基準期間における課税売上高		5,000万円以下	5,000万円超	あり	簡易課税	一般課税	なし	一般課税
簡易課税制度選択届出書の提出	基準期間における課税売上高										
	5,000万円以下	5,000万円超									
あり	簡易課税	一般課税									
なし	一般課税										
3. 控除対象仕入税額の計算 (法37①、基通13-1-6)	控除対象仕入税額 = 課税標準額に 対する消費税額 - 売上返還等対価 に係る消費税額 + 貸倒回収額に 係る消費税額 × みなし仕入率 ・みなし仕入率については、260ページ参照。										
4. 売上対価の返還等と貸倒れ	簡易課税制度は仕入税額控除の特例であるため、簡易課税制度を適用している場合であっても、売上対価の返還等に係る税額控除及び貸倒れの税額控除は、一般課税の場合とかわりなく適用されます。										
5. 簡易課税制度選択のポイント	簡易課税制度を選択した場合、課税標準額に対する消費税額から納付すべき消費税額を計算するため、仕入れについて区分経理や帳簿及び請求書等の保存が不要となります。 他方、個々の課税売上高がいずれの事業に該当するのかを把握しなければならぬため、複数の事業を営んでいる場合には、課税売上高の区分の手数がかかります。 また、課税売上高に対する一般課税による控除対象仕入税額の割合が、みなし仕入率を上回る場合には、一般課税に比べて税負担が重くなります。 したがって、簡易課税制度の選択は、事務負担の増減と税負担の増減とを勘案して判定することになります。 なお、免税事業者がインボイス発行事業者の登録により課税事業者となった場合は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間においては、簡易課税制度選択届出書を提出していても2割特例を適用することができます。2割特例の適用要件については、142ページを参照して下さい。										
6. 納税額の計算	簡易課税と一般課税の納付税額の計算方法を比較すると、次のページのようになります。										

■事業区分の具体例

【卸売業・小売業】

内 容		事業区分	備 考	
各種商品卸売業	仕入れた商品を事業者に販売	1		
	仕入れた商品を事業者しか入場できない特定の店舗で販売	1		
	事業者に会員証を交付し、会員証を提示した者にのみ商品を販売することとしている場合	1		
	店頭には消費者には販売しない旨の掲示をして事業者でなければ販売しない場合	1		
	仕入れた商品を事業者以外も入場できる店舗で相手の確認を行わず販売	2		
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2		
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5		
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者に販売	3		
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者以外に販売	3		
	代理商、中立商	4		
	商品代金と区別して受領する配送料	5		
	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利用し預り金として処理するもの	課税対象外		
	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料	5	事業者以外に対する販売は第2種 こん包材等を生じさせた事業の区分に処理することも可	
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売	1		
	配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	1		
商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4			
自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等の売却	4			
各種商品小売業	仕入れた商品を事業者に販売	1		
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2		
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5		
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者に販売	3		
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者以外に販売	3		
	商品代金と区別して受領する配送料	5	課税対象外	
	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利用し預り金として処理するもの			
	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料	5		
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売	2		
	配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	2	事業者への販売は第1種	
	商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4	こん包材等を生じさせた事業の区分に処理することも可	
	自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等の売却	4		

【軽減税率と標準税率の具体例】

軽減税率と標準税率の具体例

区分	【軽減税率】	【標準税率】	判定のポイント
食品表示法に規定する食品	・食用として販売される塩	・工業用として販売される塩	食品とは、食品表示法に規定する食品であり、人の飲用又は食用に供されるものをいう。
	・食用の粉（もみ）	・人の飲用又は食用に供されるものではない「種粉（たねもみ）」	
	・ケーキの材料など食材として販売されるかぼちゃの種	・果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子	
	・かき水 ・かき水に用いられる水や飲料に入れて使用される水などの食用水	・保冷用の水 ・ドライアイス	
	・ミネラルウォーターなどの飲料水	・水道水（ペットボトルに入れて食品として販売する場合を除く）	水道水は、飲食用も含めた生活用水として供給されるものであり、食品に該当しない。
	・人の食用に供される活魚などの水産物	・食肉加工することを目的に販売する生きている牛、豚、鳥	水産物は生きた状態で食品に該当するが、畜産物は切断した状態から食品に該当する（食品表示基準）。
	・賞味期限が近い「食品」の特売	・賞味期限切れの「食品」を廃棄するための譲渡	廃棄のために譲渡する食品は、人の飲用又は食用に供されるものではない。
	・百貨店等における高級食材の販売	・高級食材とは別料金の箱代	高級食材であっても軽減税率の対象となる。
医薬品	・特定保健用食品、栄養機能食品 ・医薬品等に該当しない栄養ドリンク ・医薬品等に該当しない健康食品、美容食品	・医薬品等に該当する栄養ドリンクや食品	「医薬品」、「医薬部外品」「再生医療等製品」は食品に該当しない。
	・人の食用として販売する果物（購入者は動物の餌にする目的）	・牛や豚等の家畜の飼料 ・人が食べても害のない材料を使用したペットフード	
酒類	・みりん風調味料	・みりん	酒税法に規定する酒類は食品に該当しない。酒類の判定は、アルコール分1度以上の飲料であるかどうかによる。
	・ノンアルコールビール	・ビール、発泡酒	
	・料理酒などの発酵調味料（アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの）	・料理に使用する目的で購入する日本酒	